

い みず 射水市 農業委員会だより

第 6 号

平成23年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

電話 82-1961



ごあいさつ

射水市農業委員会

会長 舟木 康 眞

射水市農業委員会だより第6号の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

日頃より、委員会の運営・活動につきまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、平成の大改革といわれた、改正農地法の本格運用から早くも一年あまりが経過し、この間、当委員会でも、農地パトロールをはじめ、遊休農地解消に向けた取組みの強化や改正農地法の適正な運用に努めてまいりました。

今後とも食料生産の基礎的資源となる貴重な農地の確保と有効利用の拡大に向け、委員一丸となって取組みを強化してまいりたいと考えております。

国の農業施策に目を向けますと、政府が突如表明した環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加検討、またEPAの更なる推進により「平成の開国」に取り組む姿勢を示し、一方で農地法の更なる改正についても言及するなど、わが国農業が食料自給率の低下や就業者の高齢化、遊休農地の拡大など、様々な問題を抱えて危機的な状況にあるなかで、状況はますます厳しいものとなっております。

委員会としては、農業現場でがんばっておられる農家や住民の方々の思いを受け、明るく希望の持てる農業・農村の将来が展望できるよう尽力して参りたいと考えております。

終わりに、本年は昭和26年3月に農業委員会法が制定されて60年目の記念すべき大きな節目を迎えます。

我々農業委員一同は、先人の英知と努力に思いをいたしながら、改めて農業委員会に課せられた責務と役割を再認識しております。今後とも射水市農業の維持・発展に寄与すべく頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

平成23年は農業委員の改選期です。

農業委員の選挙による定数は、平成23年3月議会において25人から20人に改正されました。[第1選挙区(新湊地区)5人、第2選挙区(小杉下村地区)8人、第3選挙区(大門大島地区)7人]選挙によって選ばれた農業委員の任期は3年間です。現在の委員は平成23年12月17日で任期満了となります。

本年3月11日、東北関東地方で国内観測史上最大規模の巨大地震が発生し、犠牲者や行方不明者、建物の損壊等、甚大な被害が生じ、未曾有の大災害となりました。東北地方太平洋沖地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、被災された皆様に心からお見舞いを申しあげます。救助を待たれている皆さまが少しでも早く救出され、また被害の遭われた皆様が一日でも早く通常の生活に戻れることを心よりお祈り申し上げます。

農業、農村、農業経営の現場の声を集約

農業委員会と担い手連絡協議会との意見交換会

平成23年2月15日(火)、射水市役所新湊庁舎2階大会議室において、「農業委員会と担い手連絡協議会との意見交換会」を開催し、担い手連絡協議会役員、農業委員会運営委員、営農組織、農政事務所や県農林振興センター、JA、射水市農林水産課等から、22名の参加がありました。

近年、農業関係機関・団体のあり方が繰り返し問われる中で農業委員会系統組織も改めて社会的役割を再認識し、農業・農村、農業経営の現場の声を具体的政策に反映させる取組みが求められています。また、それと同時に、農業委員会系統組織が法律によって与えられている「意見の公表」「建議」の機能に基づき、農業・農業者の代表機関としての役割を果たすことが一層重要となっています。

そこで、上記の役割・機能を発揮するため、農業委員会が直面している喫緊の課題である、①農業者戸別所得補償制度について、②農地・水・環境保全向上対策について、③鳥獣被害対策についての3点をテーマとし、意見交換を行いました。

それぞれのテーマごとに関係機関の方から内容について説明を受けた後、活発な意見のやり取りがありました。



意見交換会で出された意見は、富山県農業会議で集約され、県段階における建議に資するとともに、全国農業会議所の「政策提案」に反映されます。

この取組みを通じて、食料・農業・農村に対する国民の関心が高まる中、農業・農村の実態を正確に伝え、農業・農村を取り巻く様々な状況に対する理解を深めていただきたいと思います。

農業委員会活動の紹介

遊休農地を減らそう！ 市内一円で農地パトロールを実施

11月12日（金）、「新・農地と担い手を守り活かす運動」の一環として、農地パトロールを実施しました。この農地パトロールは、遊休農地の把握や違反転用の早期発見のため、毎年実施しています。

今回は、午前の部、午後の部の2班に分け、「新湊・大島・下地区」と「小杉・大門地区」のコースを設定し、遊休農地の把握を重点に20ヵ所（60筆）を調査・確認しました。

今後は、パトロールの結果をふまえて、参加者による報告・検討会を開催し、現状と課題を整理するとともに、該当農地の所有者の方々を対象に農地管理の意向調査を実施するなど、解消に向けた事後指導の対応について協議していきます。



【農業委員会の指導の流れ】

(1) 遊休農地に対する指導については、

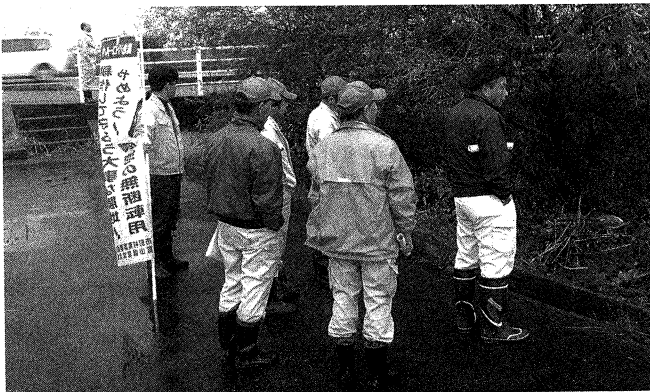
- ① 耕作の再開等の指導、
- ② 利用に関する計画の届出を求めるための遊休農地である旨の通知、
- ③ 必要な措置を講ずるべき旨の勧告等の措置

を進めるとともに、これらの結果を農地基本台帳に記載します。なお、指導を行う際には、原則として、まず口頭で行い、次いで文書により行います。

(2) 違反転用農地等については、農業委員会に付与された機能を活用し、適切かつ速やかに是正指導を県と連携しながら行います。

(3) 農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、農業委員会総会の議決により「農地に該当しない土地」として、「非農地通知書」を送付した土地については、農地基本台帳から削除するとともに、「非農地通知一覧表」で管理することになります。

(4) 納税猶予適用農地については、違反転用等の事実を発見した場合及び農地法第32条の規定により遊休農地である旨の通知をした場合は、遅滞なく、当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知します。



農業者戸別所得補償制度が実施されます！

昨年度、戸別所得補償モデル対策として試験的に実施されていた「戸別所得補償制度」が本年度から本格実施されます。そこで、この制度について紹介します。

農業者戸別所得補償制度の目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することで、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指します。

制度の概要

本制度は主に次の所得補償交付金で構成されます。

- ・畑作物の所得補償交付金 …… 営農継続支払（面積払）と数量払により交付
- ・水田活用の所得補償交付金 …… 戦略作物助成、二毛作助成、産地資金等により交付
- ・米の所得補償交付金 …… 15,000円/10aの交付金と米価変動補てん交付金

1 畑作物の所得補償交付金のポイント

(1) 営農継続支払

【交付対象者】

数量払の交付申請を行なう者であって、前年度の生産面積がある者

【交付対象面積】

麦、大豆、そば、なたねの前年度の生産面積

【交付単価】

農地を農地として保全し、営農を継続するために最低限の経費が賄える水準

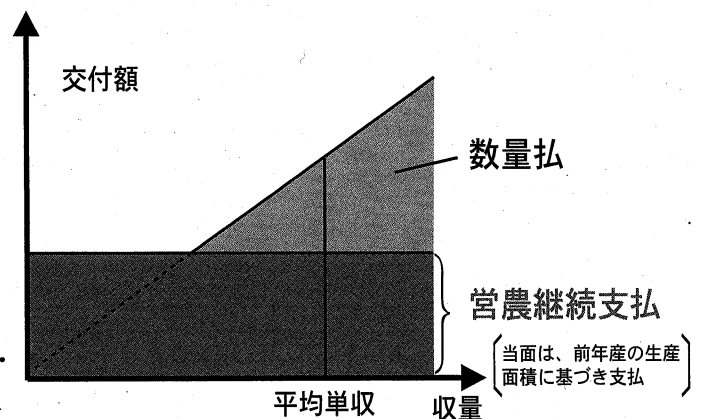
2.0万円/10a（畑作物共通）

※ 営農継続支払を受けない者には、当年産の出荷・販売数量確定後に、数量払の単価により算定した交付金が支払われます。

【留意事項】

前年度の生産面積は、前年度の生産数量を地域単収で換算した面積

＜畑作物の所得補償交付金のイメージ＞



(2) 数量払

【交付対象者】

対象作物の生産数量目標に従って生産を行なった販売農家・集落営農

【交付対象数量】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

【交付単価】

作目毎に定められた品質による単価を用いる（右の表を参照）。

※ てん菜、でん粉用ばれいしょも対象となるが、省略。

【留意事項】

数量払いは、出荷・販売数量が明らかとなった段階で数量払の額を確定し、先に交付された営農継続支払の金額を差し引いた額で交付されます。

数量払の交付単価（品質加算を含めたもの）

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等				平均単価	参考 (左の面積換算)
	A	B	C	D	A	B	C	D		
小麦 (円/60kg)	6,450円	5,950円	5,800円	5,740円	5,290円	4,790円	4,640円	4,580円	6,360円/60kg	43,700円/10a
二条大麦 (円/50kg)	5,390円	4,970円	4,850円	4,800円	4,530円	4,110円	3,980円	3,930円	5,330円/50kg	37,600円/10a
六条大麦 (円/50kg)	5,880円	5,460円	5,330円	5,280円	4,850円	4,430円	4,310円	4,260円	5,510円/50kg	34,200円/10a
はだか麦 (円/60kg)	7,890円	7,390円	7,240円	7,150円	6,320円	5,820円	5,670円	5,590円	7,620円/60kg	40,000円/10a

品質区分 (等級/ランク)	1等	2等	3等	特定加工用	等外・未検査	平均単価	参考 (左の面積換算)
大豆 (円/60kg)	12,170円	11,480円	10,800円	10,120円		11,310円/60kg	38,300円/10a
そば (円/45kg)	16,870円	16,160円	15,360円		12,150円	15,200円/45kg	22,600円/10a

品質区分 (品種)	キザキ/ナタネ ナナンキブ キラリボン	その他の品種	平均単価	参考 (左の面積換算)
なたね (円/60kg)	8,680円	7,940円	8,470円/60kg	32,000円/10a

2 水田活用の所得補償交付金のポイント

【交付対象者】

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【交付単価】

(1) 戦略作物助成

作目毎に定められた単価（右の表のとおり）

(2) 二毛作助成 15,000円/10a

主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作

(3) 耕畜連携助成 13,000円/10a

飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組

(4) 産地資金

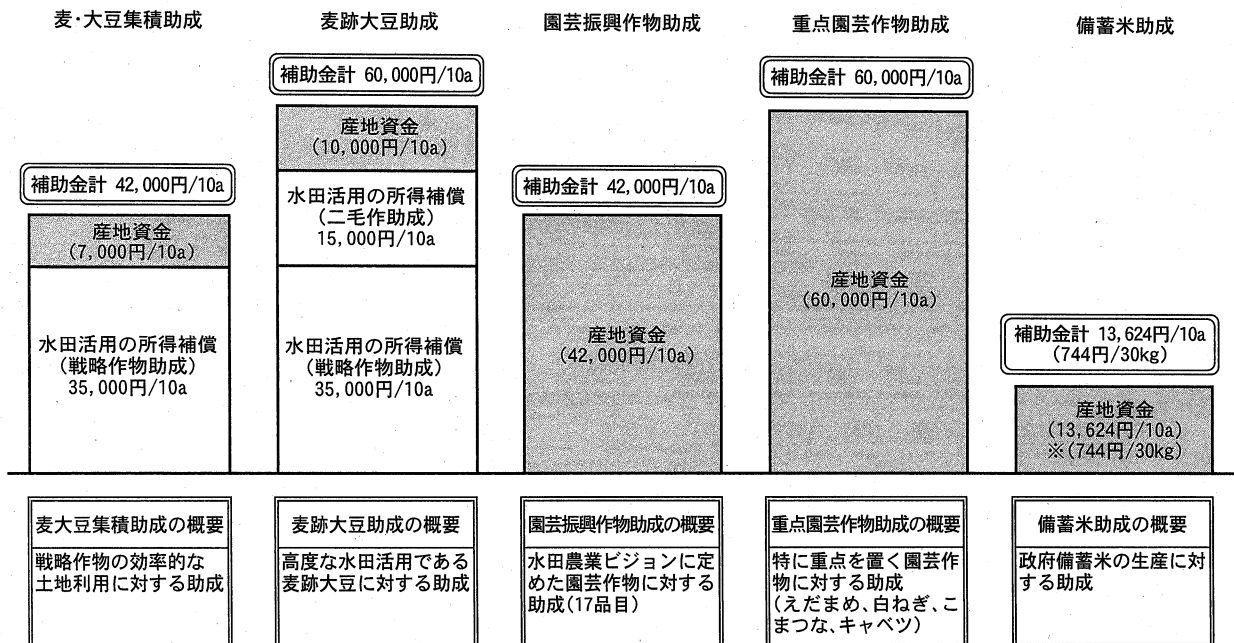
地域の実情に即して、水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等への支援するために創設されたものです。射水市では下記の内容で単価を設計しています。

※ 現在、産地資金の設計は農政局の承認を待っている状況です。

※ 作付実績によっては単価調整する場合があります（園芸振興作物助成及び重点園芸作物助成以外）。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a

※ 実需者等との出荷・販売契約等を締結すること、出荷・販売することが要件



3 米の戸別所得補償交付金のポイント

【交付対象者】

米の生産数量目標(面積換算値)に従って生産を行なった販売農家・集落営農

【交付対象面積】

主食用米の作付面積-10a

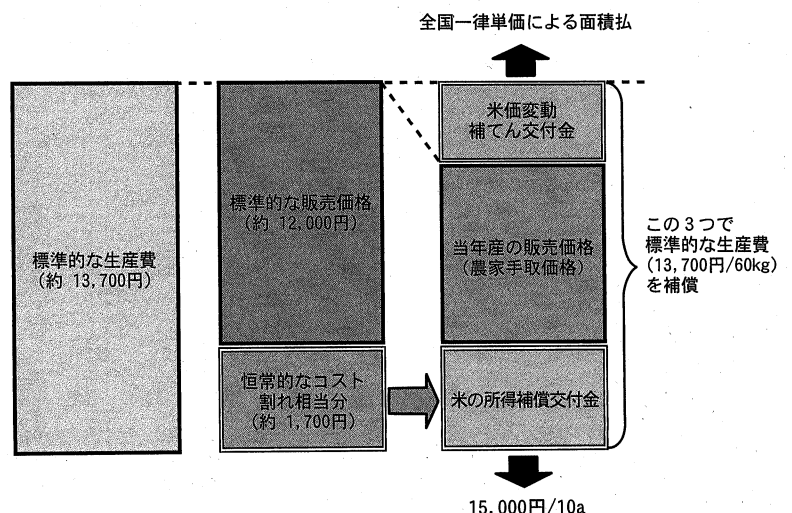
※ (小数点以下切捨て)

【交付単価】

米の所得補償交付金 15,000円/10a

米価変動補てん交付金 右表のとおり

※ 「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」(平成18年産から平成20年産までの相対取引価格の平均)を下回った場合に、その差額を基に、10a当たり単価で算定



射水市農業委員会委員及び担当地域

農地などの相談は農業委員に!

会長 舟木 康 眞

会長職務代理者 浦野 勉

〈新湊地区〉



舟木康眞
(朴木)

(新湊・塚原
(国道8号線
北側))



安部忠允
(片口久々江)

(片 口
七 美)



中井敏男
(沖)

(作 道
(沖・今井・
鏡宮・布目・
高木))



宮本一男
(沖塚原)

(塚 原
(国道8号線
南側))



吉岡博幸
(本江)

(本 江
海老江)



奥野愉喜雄
(作道)

(作 道
(作道・野村・
久々湊))



佐伯洋作
(津幡江)

(作 道
(津幡江・
殿村))

〈大島地区〉



横山 實
(北高木)

(大 島
(宮腰・竹内(勇)
委員担当地区
以外の地区))



宮腰清美
(中野)

(大 島
(中野・若杉・
北野・西園・
新町・常盤町))



竹内勇三
(今開発)

(大 島
(今開発・
本開発・
新開発))

〈下地区〉



山上逸朗
(加茂中部)

(加 茂)



向井隆一
(白石)

(白 石
倉垣小杉)



大窪長則
(倉垣小杉)

(下村三箇)



熊西忠治
(摺出寺)

(摺出寺
八 講)

〈大門地区〉



前田 進
(串田)

(櫛 田
(本村・牧田・
西村・布目沢・
小泉))



大橋 功
(島)

(浅 井
(広上・西広上・
上条・島))



藤井 隆
(安吉)

(二 口
(棚田・安吉・
本田・下若))



安吉孝宣
(大門本江)

(二 口
(二口・大門
本江・中村))



山本久雄
(串田新)

(櫛 田
(新田・松原・宮新
田・山ノ谷・大久
保・竹原・梅木
荒町・円池))



山崎良吉
(市井)

(水戸田)



荒井啓治
(下条)

(浅 井
(土合・堀内・
下条・土合
北部))

〈小杉地区〉



竹内一夫
(三ヶ)

(三 ヶ)



水元睦雄
(西高木)

(大 江)



柄戸紀男
(稻積)

(大 江)



大松治雄
(橋下条)

(橋下条)



針原広義
(戸破)

(戸 破)



山下隆之
(青井谷)

(金 山)



松山宗則
(山本新)

(池 多)



浦野 勉
(黒河新)

(黒 河)

新しい農業者年金に加入しましょう

しっかり積み立て！ 安心して豊かな老後を！

農業に従事する方は
広く加入できます

- ① 国民年金の第1号保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

どなたでも加入できます。

税制優遇(特例措置)で
とってもお得です

支払った保険料の全額(毎年最大80万4千円)が社会保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の節税につながります。
(支払った保険額の15%~30%が節税になります。なお、民間の個人年金保険料の控除額は最高で5万円)

少子高齢化時代に
強い年金です。

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで、保険料が引き上げられることもありません。

80歳までの保証付の
生涯年金です

保険料納付期間が短くても、納めた保険料とその運用益に応じて農業者老齢年金が生涯支払われます。

もしも、80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった将来の農業者年金の額を死亡時の現在価値に割り戻して、一時金としてご遺族に支給されます。

保険料は
自由に選択できます

毎月の保険料は、20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。

それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定できます。

また、保険料額の変更も可能ですし、脱退も自由です。

担い手の皆様(認定農業者等)には
一部国庫補助があります

認定農業者か認定就農者で青色申告をしている方は、保険料の一部が国庫から助成(政策支援)されます。

また、それらの方と家族経営協定を締結している配偶者や後継者も助成が受けられます。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください

◎ 農地標準貸借料について

今般の農地法改正により標準小作料制度が廃止されることになりましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地標準賃借料を示すことにしました。

※ 農地標準賃借料については、水稻のみの算定を行いました。

※ この標準賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し、貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

※ 農地標準賃借料の適用期間は、平成22年産分から平成24年産分までの3カ年を適用期間とします。

※ 射水市全体の平均収量は、上記区分2です。

※ 米戸別所得補償モデル事業の交付金については、モデル事業ということもあり、この算定では考慮していません。

※ これまで適用地域を区分して標準小作料を設定していた新湊地区・小杉地区の状況を考慮し、各地区の農地標準賃借料を示すと次のとおりとなります。

農地標準貸借料(10a当り)

区分	収量	標準賃借料	参考(前回標準小作料)	
田	1	557kg	14,400円	15,600円
	2	547kg	12,200円	13,400円
	3	542kg	11,100円	12,300円
	4	537kg	9,900円	11,200円
	5	527kg	7,700円	9,100円
	6	517kg	5,400円	6,900円

地 区	標準賃借料	備 考	
新湊地区	塚原・作道・片口・七美・本江地区	11,100円	上記区分3
	新湊・海老江地区	7,700円	上記区分5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	9,900円	上記区分4
	金山・黒河・池多地区	5,400円	上記区分6

◎ 農作業標準料金・賃金について



平成22年分～平成24年分の農作業標準料金・賃金

区 分	金 額	備 考	
賃 金	一般作業	8,360円/1日	
	オペレータ作業	1,544円/1時間	
水 稻	トラクター	13,900円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機	7,900円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン	18,500円/10a	刈取り、脱穀(粉運搬費含まず)
麦	トラクター	13,500円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	17,200円/10a	刈取り、脱穀
大豆	トラクター	16,400円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	20,500円/10a	刈取り、脱穀

※ この標準料金には消費税は含まれていません。

※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。

※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できます。

※ 標準料金の適用期間は、平成22年分から平成24年分までの3カ年を適用期間とする。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとします。